

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

24

### 規則

- 東京都本庁舎防火・防災管理規則の一部を改正する規則…(総務局総務部総務課)…一
- 東京都が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則…(総務局総務部企画計理課)…一
- 東京都公印規程の一部を改正する規則…(総務局総務部文書課)…二
- 東京都地方独立行政法人評価委員会規則の一部を改正する規則…(総務局総務部グループ経営戦略課)…二
- 地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づく職を定める規則の一部を改正する規則…(総務局人事部人事課)…三
- 東京都職員住宅管理規則の一部を改正する規則…(総務局人事部人事課)…三
- 東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…(同)…三
- 東京都非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則の一部を改正する規則…(同)…四
- 東京都職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規則を廃止する規則…(同)…四
- 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則…(総務局人事部制度企画課)…四
- 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則…(同)…五
- 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則…(同)…五
- 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則…(同)…五

### 規則

- 東京都震災復興本部の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則…(総務局総合防災部防災管理課)…五
- 東京都国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則…(同)…六
- 東京都新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則…(同)…六
- 東京都災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則…(総務局総合防災部防災対策課)…六
- 東京都契約事務規則の一部を改正する規則…(財務局経理部総務課)…七
- 東京都契約事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則…(同)…八
- 東京都教育委員会の所掌に係る事項に関する契約の委任等に関する規則の一部を改正する規則…(同)…九
- 東京都公安委員会の所掌に係る事項に関する契約の委任等に関する規則の一部を改正する規則…(同)…九

東京都本庁舎防火・防災管理規則の一部を改正する規則を公布する。

(令和五年三月三十一日)

東京都知事 小池 百合子

#### ●東京都規則第二十六号

東京都本庁舎防火・防災管理規則の一部を改正する規則

東京都本庁舎防火・防災管理規則(昭和四十一年東京都規則第百十三号)の一部を次のように改正する。

第十条中「防火管理者及び」及び「準用する」の下に「同法」を加える。

第十二条第一項中「同条第三項に定める」を削る。

#### 附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二十七号

東京都が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

則の一部を改正する規則

東京都が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成十七年東京都規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十条中「に定める」の下に「純資産変動計算書及び」を加え、「及び行政サービス実施コスト計算書」を削り、「連結損益計算書」の下に「、連結純資産変動計算書」を加え、「、連結剰余金計算書」を削る。

第十一条の二第二項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第二号の意見がある場合は、事業報告書（会計に関する部分を除く。）の内容と法第三十五条第一項に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び当該事項があるときはその内容第十一条の二第三項中「前項第四号」を「前項第五号」に改め、同項第一号中「正当な理由による」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の規定は、令和五年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務諸表及び会計監査報告について適用し、同日前に終了する事業年度に係る財務諸表及び会計監査報告については、なお従前の例による。

東京都公印規程の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二十八号

東京都公印規程の一部を改正する規則

東京都公印規程（昭和二十八年東京都規則第五百十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三第二項中「事前押印」を「事前押印を」に、「刷り込み」を「刷り込みを」に改める。

別表第一 四の部12の項用途の欄中「子供政策連携室」の下に「、スタートアップ・国際金融都市戦略室」を加え、同項公印管理者の欄中

「子供政策連携室は子供政策連携推進部企画課長

子供政策連携室は総合推進部総務課長  
スタートアップ・国際金融都市戦略室は  
戦略推進部戦略企画課長

に改め、同表三十の五の部50の6の2の

項中「台東」の下に「、品川、大田」を加え、同部50の6の3の項中「中野」を「目黒、世田谷、渋谷、中野」に改め、同部50の6の5の項を次のように改める。

50の6の	削除
5	

別表第二 50の6の5の項を次のように改める。

50の6の5  
削除

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都地方独立行政法人評価委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二十九号

東京都地方独立行政法人評価委員会規則の一部を改正する規則

東京都地方独立行政法人評価委員会規則（平成十七年東京都規則第九十二号）の一部を次のように改正する。

第四条ただし書中「福祉保健局高齢社会対策部施設支援課」を「福祉局高齢者施策推進部施設支援課」に、「福祉保健局都立病院支援部法人調整課」を「保健医療局都立病院支援部法人調整課」に改める。

附則

この規則は、令和五年七月一日から施行する。

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づく職を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三十号

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づく職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づく職を定める規則（昭和四十年東京都規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二本局の項中「課長代理（経営管理担当）」を削り、「課長代理（出資法人担当）」を「課長代理（団体連携担当）」、課長代理（団体連携調査担当）、課長代理（団体連携推進担当）」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都職員住宅管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三十一号

東京都職員住宅管理規則の一部を改正する規則

東京都職員住宅管理規則（平成三年東京都規則第七号）の一部を次のように改正する。第二十五条第二項中「千三百八十円」を「千四百二十円」に改める。

別表二中「及び荒川区」を「北区、荒川区及び武蔵野市」に改め、「北区」を削り、「武蔵野市」を「三鷹市」に、「三鷹市」を「府中市」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三十二号

東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年東京都規則第八十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二第一項第十三号を第十八号とし、第十二号を第十四号とし、同号の次に次の三号を加える。

十五 障害特別給付金の支給

十六 遺族特別給付金の支給

十七 障害差額特別給付金の支給

第十八条の二第一項第十一号の次に次の二号を加える。

十二 障害特別援護金の支給

十三 遺族特別援護金の支給

第二十一条及び第二十九条第三項中「第十三号」を「第十八号」に改める。

第三十条第一項中「第十八条の二第一項第十二号」を「第十八条の二第一項第十四

号」に改める。

別記第二十五号様式中

遺族特別支給金				
傷病特別給付金				

を

遺族特別支給金				
障害特別介護金				
遺族特別介護金				
傷病特別給付金				
障害特別給付金				
遺族特別給付金				
臨時介護特別給付金				

に

改める。

附則

- この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則別記第二十五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第三十三号

東京都非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

東京都非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則（昭和五十年東京都規則第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中第十号を第十五号とし、第九号を第十一号とし、同号の次に次の三号を加える。

十二 障害特別給付金の支給

十三 遺族特別給付金の支給

十四 障害差額特別給付金の支給

第三条第八号の次に次の二号を加える。

九 障害特別介護金の支給

十 遺族特別介護金の支給

第九条の六を第九条の十三とし、第九条の五の見出し中「傷病特別給付金」の下に「等」を加え、同条第二項中「傷病特別給付金」の下に「又は障害特別給付金」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項中「休業介護金」の下に「又は障害特別給付金」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

傷病特別給付金等の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として傷病特別給付金等が支払われたときは、その支払われた傷病特別給付金等は、その後を支払うべき傷病特別給付金等の内払とみなすことができる。傷病特別給付金等を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の傷病特別給付金等が支払われた場合における当該傷病特別給付金等の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。

第九条の五を第九条の十一とし、同条の次に次の一条を加える。

（傷病特別給付金等の過誤払による返還金債権への充当等）

第九条の十二 年金たる補償の受給権者が死亡したためその支給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金たる補償の受給権者に支給される傷病特別給付金等の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき次の各号に掲げるものがあるときは、当該各号に掲げる支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

- 傷病特別給付金等を受けることができる者の死亡に係る補償を受ける権利を有する者に支給される遺族特別支給金、遺族特別介護金、遺族特別給付金又は障害差額特別給付金

- 返還金債権に係る同一の事由による同順位で受けることができる遺族特別給付金
- 規則第七条の二第二項の規定は、前項の規定による傷病特別給付金等の過誤払によ

る返還金債権への充当について準用する。  
 第九条の四（見出しを含む。）中「傷病特別給付金」の下に「等」を加え、同条を第九条の十とする。

第九条の三中「又は傷病特別給付金」を「傷病特別給付金又は障害特別給付金」に改め、「第八条」の下に「第九条の四」を加え、同条を第九条の六とし、同条の次に次の三条を加える。

（遺族特別給付金の支給）

第九条の七 遺族特別給付金は、遺族補償年金の受給権者（知事が別に定める者に限る。）に対し年金として、遺族補償一時金の受給権者（知事が別に定める者に限る。）に対し一時金として支給する。

2 遺族特別給付金は、前項に定める者のほか、遺族補償年金の受給権者が遺族補償年金前払一時金の支給を受けたため条例第十五条第二号の規定に該当しないこととなつた者で、当該遺族補償年金の受給権者に当該遺族補償年金前払一時金が支給されなかつたものとした場合に同号の規定に該当して遺族補償一時金の受給権者となるものに対し一時金として支給する。

3 遺族特別給付金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- 一 遺族補償年金の受給権者 一年につき、その者に対して支給すべき条例第十二条第一項の規定による遺族補償年金の額に百分の二十を乗じて得た額。ただし、百五十万円に、当該遺族補償年金の額の算定の基礎となつた遺族の人数の区分に応じ、同項各号に規定する補償基礎額に乘すべき数を三百六十五で除して得た数を乗じて得た額を超えないものとする。

- 二 条例第十五条第一号の規定による遺族補償一時金の受給権者（次号に掲げる者を除く。） その者に対して支給すべき条例附則第四条各号の規定による遺族補償一時金の額に百分の二十を乗じて得た額。ただし、百五十万円に、第九条第二項第二号、第三号又は第四号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ三百六十五分の千、三百六十五分の七百又は三百六十五分の四百を乗じて得た額を超えないものとする。

三 規則附則第十三項の規定が適用される者 前号の規定にかかわらず、同項の規定

による遺族補償一時金の額に百分の二十を乗じて得た額。ただし、前号ただし書に規定する方法により計算して得た額を超えないものとする。

四 条例第十五条第二号の規定による遺族補償一時金の受給権者及び前項の規定による遺族特別給付金を受けることができる者 第二号又は前号の規定による遺族特別給付金の額から、同一の事由につき既に支給された遺族特別給付金の合計額を差し引いた額

4 第九条第三項の規定は、前項の遺族特別給付金の額について準用する。

5 遺族特別給付金は、条例第十四条第一項又は条例附則第四条の二第四項の規定により遺族補償年金の支給が停止されている者に対しては、当該支給が停止されている間、支給しない。

（障害差額特別給付金の支給）

第九条の八 障害差額特別給付金は、障害補償年金差額一時金の受給権者（知事が別に定める者に限る。）に対し一時金として支給する。

2 障害差額特別給付金は、前項に定める者のほか、障害補償年金の受給権者が障害補償年金前払一時金の支給を受けたため障害補償年金差額一時金を受ける権利を有しないこととなつた者で、当該障害補償年金の受給権者に当該障害補償年金前払一時金が支給されなかつたものとした場合に障害補償年金差額一時金を受ける権利を有することとなるものに対し一時金として支給する。

3 障害差額特別給付金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 障害補償年金差額一時金の受給権者 障害補償年金差額一時金に係る障害補償年金に係る障害等級に応じ、条例附則第二条の三第一項の表の下欄に掲げる額（当該障害補償年金を受けている者が船員である場合にあつては、当該障害補償年金に係る障害等級に応じ規則附則第三項各号に掲げる額をそれぞれ同表の下欄に掲げる額に加算した額）（次項において「障害差額特別給付金限度額」という。）に百分の二十を乗じて得た額（その額が、百五十万円に、当該障害等級に応じ、同表の下欄に掲げる額を三百六十五で除して得た額を乗じて得られた額を超えるときは、当該得られた額）から、既に支給された当該障害補償年金に係る障害特別給付金の額の

合計額を差し引いた額

二 前項の規定による障害差額特別給付金を受けることができる者 障害補償年金差額一時金が支給されたものとして前号の規定を適用した場合に、同号の規定により計算して得られる額

4 条例第八条第八項の規定による障害補償年金の受給権者の死亡により障害差額特別給付金を受けることとなつた者の当該障害差額特別給付金の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に百分の二十を乗じて得た額（その額が、百五十万円に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（当該障害補償年金を受けていた者が船員である場合にあつては、船員でないものとした場合における当該各号に定める額）を補償基礎額で除して得た額を三百六十五で除して得た額を乗じて得られた額を超えるときは、当該得られた額）から、既に支給された当該障害補償年金に係る第九条の五第三項の規定による障害特別給付金の額の合計額を差し引いた額とする。

一 加重前の障害の程度が規則別表第五に定める第七級以上の障害等級に該当する場合 加重後の障害等級に応ずる障害差額特別給付金限度額から、加重前の障害等級に応ずる障害差額特別給付金限度額を差し引いた額

二 加重前の障害の程度が規則別表第五に定める第八級以下の障害等級に該当する場合 加重後の障害等級に応ずる障害差額特別給付金限度額に、当該障害補償年金に係る規則第六条の規定による額を当該障害補償年金に係る加重後の障害等級に応ずる条例第八条第三項の規定による額で除して得た数を乗じて得た額

5 第九条第三項の規定は、前二項の障害差額特別給付金について準用する。  
(傷病特別給付金等の端数処理)

第九条の九 傷病特別給付金、年金たる障害特別給付金又は年金たる遺族特別給付金（以下「傷病特別給付金等」という。）の額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

第九条の二中「のうち、知事から期末手当、勤勉手当又はこれらに相当する手当を受ける者」を「（知事が別に定める者に限る。）」に改め、同条を第九条の四とし、同条

の次に次の一条を加える。

(障害特別給付金の支給)

第九条の五 障害特別給付金は、障害補償年金の受給権者（知事が別に定める者に限る。）に対し年金として、障害補償一時金の受給権者（知事が別に定める者に限る。）に対し一時金として支給する。

2 障害特別給付金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 障害補償年金の受給権者 一年につき、その者に対して支給すべき条例第八条第三項の規定による障害補償年金の額に百分の二十を乗じて得た額。ただし、百五十万円に、障害等級に応じ、同項各号に定める日数を三百六十五で除して得た数を乗じて得た額を超えないものとする。

二 障害補償一時金の受給権者 その者に対して支給すべき条例第八条第四項の規定による障害補償一時金の額（船員である場合にあつては、当該障害補償一時金に係る障害等級に応じ補償基礎額に規則第七条の七各号に定める日数を乗じて得た額を加算した額）に百分の二十を乗じて得た額。ただし、百五十万円に、障害等級に応じ、条例第八条第四項各号に定める日数を三百六十五で除して得た数を乗じて得た額を超えないものとする。

3 条例第八条第八項の規定による障害補償の受給権者に係る障害特別給付金の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、加重後の障害等級に応ずる前項の規定による額から当該各号に定める額を差し引いた額とする。

一 加重後の障害の程度が規則別表第五に定める第七級以上の障害等級に該当する場合 加重前の障害の程度が同表に定める第七級以上の障害等級に該当するものであるときはその障害等級に応ずる前項第一号の規定による額、加重前の障害の程度が同表に定める第八級以下の障害等級に該当するものであるときは障害補償年金に係る補償基礎額にその障害等級に応じ条例第八条第四項各号に定める日数を乗じて得た額（当該障害補償年金を受ける権利を有する者が船員であるときは、当該額と当該補償基礎額に加重前の障害等級に応じ規則第七条の七各号に定める日数を乗じて得た額との合計額）に百分の二十を乗じて得た額（その額が、百五十万円に、加重

前の障害等級に応じ、条例第八条第四項各号に定める日数を三百六十五で除して得た数を乗じて得た額を超えるときは、当該得た額)を二十五で除して得た額

二 加重後の障害の程度が規則別表第五に定める第八級以下の障害等級に該当する場合 加重前の障害等級に応ずる前項第二号の規定による額

第九条の次に次の二条を加える。

(障害特別援護金の支給)

第九条の二 障害特別援護金は、障害補償の受給権者に対し、支給する。

2 障害特別援護金の支給額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一 公務上の災害に係る障害補償の受給権者 次に掲げる障害等級の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

- イ 第一級 千五百四十万円
- ロ 第二級 千五百万円
- ハ 第三級 千四百六十万円
- ニ 第四級 八百七十五万円
- ホ 第五級 七百四十五万円
- ヘ 第六級 六百十五万円
- ト 第七級 四百八十五万円
- チ 第八級 三百二十万円
- リ 第九級 二百五十万円
- ヌ 第十級 百九十五万円
- ル 第十一級 百四十五万円
- ヲ 第十二級 百五万円
- ワ 第十三級 七十五万円
- カ 第十四級 四十五万円

二 通勤による災害に係る障害補償の受給権者 次に掲げる障害等級の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

- イ 第一級 九百十五万円

- ロ 第二級 八百八十五万円
- ハ 第三級 八百五十五万円
- ニ 第四級 五百二十万円
- ホ 第五級 四百四十五万円
- ヘ 第六級 三百七十五万円
- ト 第七級 三百万円
- チ 第八級 百九十万円
- リ 第九級 百五十五万円
- ヌ 第十級 百二十五万円
- ル 第十一級 九十五万円
- ヲ 第十二級 七十五万円
- ワ 第十三級 五十五万円
- カ 第十四級 四十万円

3 条例第八条第八項に規定する障害の程度の加重があつた場合(知事が別に定める場合を除く。)における障害特別援護金の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 公務上の災害に係る障害補償の受給権者 加重後の障害等級に応ずる前項第一号に掲げる額から、加重前の障害等級に応ずる同号に掲げる額を差し引いた額(加重前の障害が、通勤による災害に係る障害(知事が別に定めるものに限る。)である場合にあつては、当該差し引いた額に加重前の障害等級に応ずる同項第二号に掲げる額を加算した額)

二 通勤による災害に係る障害補償の受給権者 加重後の障害等級に応ずる前項第二号に掲げる額から、加重前の障害等級に応ずる同号に掲げる額を差し引いた額(加重前の障害が、公務上の災害に係る障害(知事が別に定めるものに限る。)である場合にあつては、当該差し引いた額に加重前の障害等級に応ずる同項第一号に掲げる額を加算した額)

(遺族特別援護金の支給)

第九条の三 遺族特別援護金は、遺族補償年金(条例第十三条第一項後段の規定により

支給されるものを除く。次項において同じ。）又は遺族補償一時金（条例第十五条第二号に該当する場合に支給されるものを除く。次項において同じ。）の受給権者に対し、支給する。

2 遺族特別援護金の支給額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- 一 遺族補償年金の受給権者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額
- イ 公務上の死亡の場合 千七百三十五万円
- ロ 通勤による死亡の場合 千百十五万円
- 二 遺族補償一時金の受給権者で、条例第十六条第一項第一号、第二号又は第四号に該当するもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額
- イ 公務上の死亡の場合 千七百三十五万円
- ロ 通勤による死亡の場合 千百十五万円

三 遺族補償一時金の受給権者で条例第十六条第一項第三号に該当する者のうち、職員の死亡の当時十八歳未満若しくは五十五歳以上の三親等内の親族又は規則別表第五に定める第七級以上の障害等級の障害に該当する状態にある三親等内の親族に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

- イ 公務上の死亡の場合 千二百十五万円
- ロ 通勤による死亡の場合 七百八十万円
- 四 遺族補償一時金の受給権者で条例第十六条第一項第三号に該当する者のうち、前号に掲げる者以外のもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額
- イ 公務上の死亡の場合 六百九十五万円
- ロ 通勤による死亡の場合 四百四十五万円

3 第九条第三項の規定は、前項の遺族特別援護金の支給額について準用する。

第十条第一項中「（遺族補償年金の受給権者に支給すべき遺族特別支給金については、当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族があるときは、その者）」を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「未支給」を「第一項の規定により未支給」に、「前項」を「同項」に、「（遺族補償年金の受給権者に支給すべき遺族特別支給金については、当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族があるときは、条例第十

一条第三項に規定する順序）」を「とし、前項の規定により未支給の福祉事業を受けるべき者の順位は、同項第一号に掲げる給付に係る未支給の福祉事業については条例第十一条第三項に規定する順序、前項第二号又は第三号に掲げる給付に係る未支給の福祉事業については条例附則第二条の三第三項後段に規定する順序」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる給付について当該各号に定める遺族がある場合は、当該各号に掲げる給付に係る未支給の福祉事業は、当該各号に定める遺族に支給する。

- 一 遺族補償年金の受給権者に支給すべき遺族特別支給金、遺族特別援護金及び遺族特別給付金 遺族補償年金を受けることができる他の遺族
- 二 第九条の八第一項の規定により支給すべき障害差額特別給付金 障害補償年金差額一時金を受けることができる他の遺族
- 三 第九条の八第二項の規定により支給すべき障害差額特別給付金 障害補償年金の受給権者が障害補償年金前払一時金を受けたため障害補償年金差額一時金を受けることができなくなった他の遺族

第十一条第一項第六号から第九号までを次のように改める。

- 六 傷病特別支給金及び傷病特別給付金 傷病特別支給金・傷病特別給付金申請書（第四号の二様式）
- 七 障害特別支給金、障害特別援護金及び障害特別給付金 障害特別支給金・障害特別援護金・障害特別給付金申請書（第五号様式）
- 八 遺族特別支給金、遺族特別援護金及び遺族特別給付金 遺族特別支給金・遺族特別援護金・遺族特別給付金申請書（第六号様式）
- 九 障害差額特別給付金 障害差額特別給付金申請書（第六号の二様式）

第十一条第二項中「及び傷病特別給付金」を「、傷病特別給付金、障害特別給付金及び遺族特別給付金」に改める。

第十一条の二第一項中「遺族特別支給金の支給」を「遺族特別支給金、遺族特別援護金又は遺族特別給付金（以下「遺族特別支給金等」という。）の支給」に、「遺族特別支給金の申請」を「遺族特別支給金等の申請」に改め、同条第二項中「前条第一項第九



号」を「前条第一項第八号」に、「遺族特別支給金申請書」を「遺族特別支給金・遺族特別援護金・遺族特別給付金申請書」に改める。

附則第三項中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

別記第四号の二様式から別記第六号の二様式までを次のように改める。

第4号の2様式(第11条関係)

傷病特別支給金・傷病特別給付金申請書 (実施機関) 東京都知事殿 下記の傷病特別支給金 傷病特別給付金 の支給を申請します。		認定番号 申請年月日 年 月 日 申請者の住所 ふりがな 氏名
1 (所属)	(氏名)	(職名)
2 傷 病 等 級	年 月 日生	(傷病名)
3 負傷・発病年月日	第 第 号	
4 傷病補償年金の受給 権者となつた年月	年 月	
5 傷病特別支給金申請 金額		
6 傷病特別給付金申請 金額の計算	(補償基礎額) 円 × $\frac{20}{100}$ = 円 (B) $1,500,000円 \times \frac{365}{385}$ = 円 (補償基礎額) (傷病補償年金の金額) (C) ( 円 × $365 \times \frac{80}{100}$ ) - 円 = 円	
7 傷病特別給付金申請 金額		円
※受理	年 月 日	※通知 年 月 日
※決定	年 月 日	※決定額 円

(日本産業規格A列4番)

(注意事項)

- 1 申請者は、※印の欄には記入しないこと。
- 2 「7 傷病特別給付金申請金額」の欄には、「6 傷病特別給付金申請金額の計算」の欄の(A)の金額(A)の金額が(B)の金額を超える場合には(B)の金額を記入すること。ただし、当該金額が(C)の金額に満たない場合には、(C)の金額を記入すること。

障害特別支給金・障害特別看護金 ・障害特別給付金 申請書		認定番号	
(実施機関) 東京都知事殿		申請年月日	年 月 日
下記の障害特別支給金 障害特別看護金 障害特別給付金 の支給を申請します。		申請者の住所	氏 名
申請金額 (内訳)	特別障害特別給付金	金額	円
	特別障害特別給付金	金額	円
	特別障害特別給付金	金額	円
1 (所属)	4 (傷病名)		
2 (職名)	5 (負傷・発病年月日)	年 月 日	年 月 日
3 (氏名)	6 (治療年月日)	年 月 日	年 月 日
7 障害の部位及びその程度			
8 障害等級	第 級	号	
9 既存の障害程度			
10 障害特別支給金の申請金額の算計	ア 通常の場合 イ 加重障害の場合 ウ 同一の傷病に關し、傷病特別支給金が支給されている場合 エ 支給額が制限される場合 オ その他の場合	円 円 円 円 円	傷病特別支給金の受給の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
11 障害特別看護金申請金額	円		
12 障害特別給付金の申請金額の算計	(補償基礎額) (日数) (A) 円 × $\frac{20}{100}$ = 円 (B) 1,500,000円 × $\frac{365}{365}$ = 円 (上限額)	円	
13 障害特別給付金申請金額	円		

※受理決定	年 月 日	※通知決定金額	年 月 日
-------	-------	---------	-------

(日本産業規格A列4番)

- (注意事項)
- 1 申請者は、※印の欄には記入しないこと。
  - 2 「9 既存障害とその程度」の欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合にのみ記入するものとし、既存障害について障害補償を支給された場合は、その該当等級を明記すること。
  - 3 「10 障害特別支給金申請金額の計算」の欄の「傷病特別支給金の受給の有無」は、同一の傷病に係る傷病特別支給金についての受給の有無を選択すること。
  - 4 「13 障害特別給付金申請金額」の欄には、「12 障害特別給付金申請金額の計算」の欄の(A)の金額 (A)の金額が(B)の金額を超える場合には、(B)の金額を記入すること。

第6号様式(第11条関係)

遺族特別支給金・遺族特別援護金  
・遺族特別給付金 申請書

認定番号

申請年月日 年 月 日

(実施機関)  
東京都知事殿

申請者の住所  
氏 名

下記の遺族特別支給金  
遺族特別援護金  
遺族特別給付金

死亡職員との  
続柄又は関係

の支給を申請します。

申請金額 ..... 円

(内訳)  
遺族特別支給金申請額 ..... 円  
遺族特別援護金申請額 ..... 円  
遺族特別給付金申請額 ..... 円

1 死亡職員の(所 属) (傷病名) 年 月 日

(職 名) (負傷・発病年月日) 年 月 日

(氏 名) (死亡年月日) 年 月 日

2 氏 名 生年月日 住 所 被災職員との  
続柄又は関係

3 遺族特別支給金申請金 (特別支給金の総額)  
額の計算  $\text{円} \times \frac{1}{(\text{受給権者の数})} =$  円

4 遺族特別援護金申請金 (特別援護金の総額)  
額の計算  $\text{円} \times \frac{1}{(\text{受給権者の数})} =$  円  
(補償基礎額) (乗すべき数)  $\text{円} \times \frac{1}{20} \times \frac{1}{(\text{受給権者の数})}$   
(A)  $\text{円} \times \frac{1}{100} \times \frac{1}{(\text{受給権者の数})}$

5 遺族特別給付金申請金 額の計算  
(乗すべき数)  $\text{円} \times \frac{1}{365} \times \frac{1}{(\text{受給権者の数})}$   
(B)  $1,500,000\text{円} \times \frac{1}{365} \times \frac{1}{(\text{受給権者の数})}$   
= 円

※受理	年 月 日	※通知	年 月 日
※決定	年 月 日	※決定金額	円

(日本産業規格 A列 4番)

(注意事項)

- 申請者は、※印の欄には記入しないこと。
- この申請書には、申請者が2人以上ある場合で代表者を選任したときは、代表者以外の申請者の同意書等その者が代表者であることを認めることができる書類を添付すること。

第6号の2様式(第11条関係)

障害差額特別給付金申請書		認定番号	
(実施機関) 東京都知事殿		申請年月日	年 月 日
下記の障害差額特別給付金を申請します。		申請者の住所 氏名	死亡した障害補償年金の受給権者との続柄又は関係
1 償還した死亡した障害補償年金の受給権事項	(所属) (死亡年月日) 年 月 日 「死亡時の障害等級」第 級	(氏名) 年 月 日生(歳) (年金証書番号) 第 号	【既存障害と】 【その程度】
2 障害差額特別給付金申請金額の計算等	受給権者の名 死亡職員との続柄又は関係	(支給された給付金の額の合計) 円	
(補償基礎額) (乗すべき数) [支給された給付金の額の合計] (A) ( 円 × $\frac{20}{100}$ ) × _____ 円 (受給権者の数) = (補償基礎額) (乗すべき数) [支給された給付金の額の合計] (B) ( 1,500,000円 × $\frac{365}{_____}$ ) × _____ 円 (受給権者の数)			
3 障害差額特別給付金の申請金額	円	円	

※受理	年 月 日	※通知	年 月 日
※決定	年 月 日	※決定金額	円

(日本産業規格A列4番)

(注意事項)

- 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。
- 2 「1 死亡した障害補償年金の受給権者に関する事項」の「既存障害とその程度」の欄には、既存の障害の程度を加重した場合にのみ記入するものとし、既存障害について障害補償を支給された場合は、その該当等級を明記すること。
- 3 「2 障害差額特別給付金申請金額の計算等」の「死亡職員との続柄又は関係」の欄には、その者が請求者であるときは①、その者が死亡した障害補償年金の受給権者と生計を同じくしていた者であるときは②と、併せて記入すること。また、「(乗すべき数)」の項目には、障害等級に応ずる条例附則第2条の3第1項の表の下欄に掲げる補償基礎額に乗すべき数を記入すること。
- 4 「3 障害差額特別給付金の申請金額」の欄には、「2 障害差額特別給付金申請金額の計算等」の(A)の金額( A )の金額が(B)の金額を超える場合には、(B)の金額を記入すること。





非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三十六号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

改正する規則

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則(平成二十七年東京都規則第八号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「(以下「失効する日」という。)」を削り、同項ただし書中「失効する日前」を「同日まで」に、「失効する日以後に」を「同日後に」に、「失効する日以後も」を「同条例附則第四項に規定する規則で定める日後も」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三十七号

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則(昭和五十四年東京都規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項第一号中「一万分の一万百二十」を「一万分の九千六百八十」に、「一万分の一万三千七百九十九」を「一万分の一万三千百九十九」に改め、同項第三号中「一万分の二万二千」を「一万分の二万一千五百」に改め、同項第四号中「一万分の一万十二・五」を「一万分の九千五百六十七・五」に、「一万分の一万六千五百」を「一万分の一万六千」に改め、同項第五号中「一万分の一万百二十五」を「一万分の九千六百七十五」に、「一万分の一万五千五百」を「一万分の一万五千」に改め、同項第

六号中「一万分の五千二百八十」を「一万分の五千六十」に、「一万分の七千九百九十九」を「一万分の六千八百九十九」に改め、同項第七号中「一万分の五千七百八十五」を「一万分の五千五百六十二・五」に、「一万分の一万」を「一万分の九千」に改め、同項第八号中「一万分の四千八百九十五」を「一万分の四千六百七十二・五」に改め、同項第九号中「一万分の四千九百五十」を「一万分の四千七百二十五」に、「一万分の六千五百」を「一万分の六千」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三十八号

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成九年東京都規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

別表1の部(1)の項イ中「サイバー犯罪対策課」の下に、「警視庁交通機動隊」を加える。

附則

1 この規則は、令和五年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この規則による改正後の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の規定は、二暦日にわたる勤務にあつては、施行日以後に始まる勤務から適用し、施行日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

東京都震災復興本部の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三十九号

東京都震災復興本部の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都震災復興本部の設置に関する条例施行規則（平成十年東京都規則第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

別表子供政策連携室の項の次に次のように加える。

スタートアップ・国際金融都市戦略室	一 震災復興に係るスタートアップ施策、国際金融都市・東京の実現に向けた施策、外国企業誘致に係る施策及び国家戦略特別区域等に係る施策に関する事（他の局に属するものを除く。）。
-------------------	--

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四十号

東京都国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

改正する規則

東京都国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則（平成十八年東京都規則第百八号）の一部を次のように改正する。

別表第一子供政策連携室の項の次に次のように加える。

スタートアップ・国際金融都市戦略室	一 武力攻撃災害時における他局の応援に関する事。
-------------------	--------------------------

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四十一号

東京都新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

東京都新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（平成二十五年東京都規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一子供政策連携室の項の次に次のように加える。

スタートアップ・国際金融都市戦略室	一 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関する事。
-------------------	----------------------------------

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四十二号

東京都災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

東京都災害対策本部条例施行規則（昭和三十八年東京都規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表子供政策連携室（子供政策連携室長）の項の次に次のように加える。

一 災害時における他の局の応援に関する事。

第八条第一項の表環境局（環境局長）の項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 被災建築物等からの石綿の飛散防止に関する事。

附則



この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第四十三号

東京都契約事務規則の一部を改正する規則

東京都契約事務規則（昭和三十九年東京都規則第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「記載した電磁的記録」を「記録した電磁的記録」に改める。  
別記第二号様式及び別記第二号様式の二中

を	公印照合	押印

に	公印照合	押印	確認同意者※	確認同意年月日※
				年 月 日

記事

記事	
----	--

を

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、入札金額は消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。  
落札金額は、入札金額に記載してある金額に100分の に相当する金額を加算したものである（1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。）。

記事	
----	--

に

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、入札金額は消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。  
落札金額は、入札金額に記載してある金額に100分の に相当する金額を加算したものである（1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。）。  
※ 契約内容を記録した電磁的記録を作成するときは、確認同意者欄に署名し、又は押印した上、確認同意年月日欄に日付を記載すること。

改める。

別記第二号様式の二中

を	公印照合	押印

を

公印照合	押印	確認同意者*	確認同意年月日*
			年月日

に

記事

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、見積金額は消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。  
 採用金額は、見積金額に記載してある金額に100分の に相当する金額を加算したものである(1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)

記事

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、見積金額は消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。  
 採用金額は、見積金額に記載してある金額に100分の に相当する金額を加算したものである(1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)  
 ※ 契約内容を記録した電磁的記録を作成するときは、確認同意者欄に署名し、又は押印した上、確認同意年月日欄に日付を記載すること。

に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

に

を

東京都契約事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第四十四号

東京都契約事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

東京都契約事務の委任等に関する規則(昭和三十九年東京都規則第三百十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「千円」を「二千万円」に改める。

第十一条第一項の表所の長に理事を充てている所の項第三号中「千円」を「二千万円」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

別表都市整備局の項委任する事務の範囲の欄第三号中「千円」を「二千万円」に改め、同欄中第四号を削り、第五号を第四号とし、同表住宅政策本部の項委任する事務の範囲の欄第三号中「千円」を「二千万円」に改め、同欄第四号中「並びに二千万円未満の地質調査、測量、設計及び工事の監理業務の委託契約」を削り、同表環境局の項委任する事務の範囲の欄第三号中「千円」を「二千万円」に改め、同欄第四号を削り、同表福祉保健局の項を削り、同表環境局の項の次に次のように加える。

福祉局	児童相談所 児童自立支援施設	所の利用者に係る被服の買入れに関する契約
	東京都立北療育医療センター 東京都立府中療育センター	医療品、保存血液、医用ガス及び診療材料の買入れに関する契約
保健医療局	東京都動物愛護相談センター	飼料の買入れに関する契約

建設事務所

別表建設局の部東京都江東治水事務所

東京都土木技術支援・人材育成センター

の項委任する事務の範囲の欄第三号中「千円」を「二千万円」に改め、同欄中第四号を削り、第五号を第四号とし、同部公園緑地事務所の項委任する事務の範囲の欄第三号中「千円」を「二千万円」に改め、同欄中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六

号とし、同表港湾局の部 東京都東京港管理事務所の項委任する事務の範囲の欄第三号中  
東京都東京港建設事務所

「千円」を「二千万円」に改め、同欄中第四号を削り、第五号を第四号とする。

附 則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表福祉保健局の項を削り、同表環境局の項の次に次のように加える改正規定は、同年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東京都契約事務の委任等に関する規則の規定により局長及び所長が財務局長に契約の締結を請求しているものについては、なお従前の例による。

東京都教育委員会の所掌に係る事項に関する契約の委任等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第四十五号

東京都教育委員会の所掌に係る事項に関する契約の委任等に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会の所掌に係る事項に関する契約の委任等に関する規則（昭和四十六年東京都規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「千円」を「二千万円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東京都教育委員会の所掌に係る事項に関する契約の委任等に関する規則の規定により教育長が財務局長に契約の締結を請求しているものについては、なお従前の例による。

東京都公安委員会の所掌に係る事項に関する契約の委任等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第四十六号

東京都公安委員会の所掌に係る事項に関する契約の委任等に関する規則の一部を改正する規則

東京都公安委員会の所掌に係る事項に関する契約の委任等に関する規則（昭和四十七年東京都規則第四百十四号の六）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「千円」を「二千万円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東京都公安委員会の所掌に係る事項に関する契約の委任等に関する規則の規定により警視總監が財務局長に契約の締結を請求しているものについては、なお従前の例による。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 五〇円  
 六、六〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

